

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2025 年 1 月 6 日

株式会社マネーフォワード

株式会社ナレッジラボ

2025年1月6日

東京都港区芝浦 3-1-21msb Tamachi 田町ステーションタワーS 21F
株式会社マネーフォワード
代表取締役社長 辻 庸介

大阪市中央区今橋二丁目5番8号トレードピア淀屋橋9階
株式会社ナレッジラボ
代表取締役 CEO 門出 祐介

株式交換に係る事後開示事項

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号
及び会社法施行規則第190条に定める書面)

株式会社マネーフォワード（以下「マネーフォワード」といいます。）及び株式会社ナレッジラボ（以下「ナレッジラボ」といいます。）は、2024年11月13日付で両社間で締結済み株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2025年1月1日を効力発生日として、マネーフォワードを株式交換完全親会社、ナレッジラボを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

- 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2025年1月1日
- 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - 会社法第784条の2の規定による手続の経過（株式交換の差止請求）
会社法第784条の2の規定による請求を行ったナレッジラボの株主はおりませんでした。
 - 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）
ナレッジラボは、会社法第785条第3項の規定に基づき、2024年11月29日付で

ナレッジラボの株主に対し、本株式交換を行う旨、株式交換完全親会社であるマネーフォワードの商号及び住所を通知しましたが、会社法第 785 条第 1 項の規定により買取請求を行ったナレッジラボの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）
該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）
該当事項はありません。

3 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、
ならびに同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条
第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（株式交換の差止請求）
本株式交換は、マネーフォワードにとって会社法第 796 条第 2 項本文に定める場
合（簡易株式交換）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
マネーフォワードは、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法
律第 161 条第 2 項に従い、2024 年 11 月 29 日付でマネーフォワードの株主に対し、
本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社となるナレッジラボの商号及び住所
を官報及び電子公告により公告いたしました。なお、本株式交換は、会社法第 796 条
第 2 項本文に定める場合（簡易株式交換）に該当することから、会社法第 797 条第 1
項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）
該当事項はありません。

4 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社
法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によりマネーフォワードに移転したナレッジラボの株式の数は、297 株で
す。

5 前各号に掲げるもののほか、株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条
第 5 号）

(1) マネーフォワードは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、会社法第 796

条第1項に定める株主総会の承認を得ずに、本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定により本株式交換に反対する旨を通知したマネーフォワードの株主はおりませんでした。

(2) ナレッジラボは、会社法第783条第1項の規定に基づき、2024年12月16日付臨時株主総会決議により、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) マネーフォワードは、本株式交換に際して、本株式交換によりマネーフォワードがナレッジラボの発行済普通株式の全部を取得する時点の直前時点におけるナレッジラボの株主（ただし、マネーフォワードを除きます。）に対し、その所有するナレッジラボの株式1株に対して、マネーフォワード株式1,136.463の割合をもって新株発行による337,526株を割当交付いたしました。

(4) 本株式交換により増加したマネーフォワードの資本金及び準備金は下記のとおりです。

- ①資本金 : 0円
- ②資本準備金 : 会社計算規則第39条に従い、マネーフォワードが別途定める額
- ③利益準備金 : 0円

以上